

令和7年度千葉県子育て支援員研修【よくあるご質問】

Q.子育て支援員とは？

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」の科目を修了し、保育や子育て支援分野の各事業などに従事するうえで必要な知識や技術などを修得したと認められた方のことです。

研修修了者には、千葉県が「子育て支援員研修修了証書」を交付します。

※全国で有効です。（国家資格ではありません）

Q.子育て支援員になると？

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、地域子育て支援など、子ども・子育て分野に従事することが期待されます。

※研修修了者に対し、雇用先を紹介及び保証するものではありません。

Q.受講の対象者は？

千葉県内に在住または在勤（保育など子育て支援関係）の方で、千葉県内において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方、及び既に従事されている方。

Q.受講費用は？

受講料は無料ですが、テキスト代（1,000円）がかかります。

※その他、会場までの交通費や昼食代・e ラーニング受講の際に発生するインターネット通信費・見学実習先が求める検査や予防接種などの費用は自己負担となります。

Q.パソコンを持っていなくても受講できる？

インターネットに接続可能なスマートフォンやタブレットでも申込み、e ラーニング受講ができます。（e ラーニングの受講にはカメラ機能付きの端末が必要です）

Q.受講方法にはどんな方法がある？

- ① **全日程集合研修**：全ての講義を千葉県内の会場に来ていただき、受講するスタイルです。（受講スケジュールや会場は各コースの開催要項をご確認ください。）
- ② **e ラーニング+集合研修**：一部の科目を集合研修で受講し、残りの科目を e ラーニングで受講するスタイルです。
- ③ **e ラーニング研修**：全ての科目を e ラーニングで受講するスタイルです。

Q.e ラーニングはどのようなもの？必要なものは？

e ラーニングは、専用のサイトにアクセスし講義動画を視聴して学習する研修方法です。

決められた視聴期間内であれば、時間や場所を問わずにご自身のご都合の良いタイミングで学習を進めさせていただくことが可能です。（メンテナンス等で視聴できない時間が発生することがあります。）

e ラーニング受講には以下のもの・環境が必要となります。

- ① パソコン、タブレット、スマートフォンなど、インターネット接続・動画視聴が可能な端末（本人確認のため、カメラ機能がついているものに限ります）
- ② インターネット環境（受講にかかるインターネット通信費はご自身での負担となります）

Q.申込みは先着？

先着ではありませんが、定員に達した場合は抽選となります。

指定の申込み期間内にお申込みください。

※お申込み方法に関する詳細は、受講案内をご確認ください。

Q.複数コースの申込み、受講はできる？

お申込み、受講できるのは1コースのみです。

Q.どのコースに申し込みだら良いの？

資格取得後にどのような子育て支援分野での従事を希望されるかにより異なります。

コース選択の目安として、下記リンクのチャートをご使用ください。

https://poppins-education.jp/wp-content/uploads/2025/05/R7Chiba_coursechoice.pdf

Q. 昨年度までに修了したコースがあるが、今年度他のコースに申込みできる？

申込み・受講が可能です。

既に修了している科目は受講免除ができますので、修了証書の写しをご提出ください。

※受講免除の詳細については、受講案内をご確認ください。

Q. 申込み方法は？

研修専用のWEB申込みフォームからの申込みになります。（パソコンやスマートフォンから申込みができます）

※全日程集合研修のコースのみ、郵送での申込みが可能です。

申込書はホームページからダウンロードして、ご使用ください。

Q. 外国籍の人も受講できる？

外国籍の方も申込み・受講が可能です。

※講義やテストは全て日本語で行われます。通訳者の同行や、翻訳機の使用が必要になる場合は別途ご相談ください。

Q. 実習はある？

以下のコースは会場やeラーニングでの研修受講の他に、実習があります。実習まで終えることで、コース修了となります。

- ① 地域保育コース＜地域型保育＞
- ② 地域保育コース＜一時預かり事業＞
- ③ 地域子育て支援コース＜利用者支援事業・基本型＞

Q. 自分が働いている施設で実習はできる？（地域保育コース・地域型保育を受講希望の方）

ご自身が働かれている施設が以下のいずれかに該当し、

従事先施設長の方からの実習実施の了承が得られていれば可能です。

（以下に該当するかの確認は所属長や自治体HPでご確認ください。弊社での確認は対応できません。）

1. 小規模保育事業A型,B型,C型
2. 家庭的保育事業
3. 事業所内保育事業
4. 認可保育所
5. 認定こども園（保育所型・幼保連携型）

※認可外保育所（企業主導型保育事業を含む）は実習先として認められません。

Q.自分が働いている施設で実習はできる？（地域保育コース・一時預かり事業を受講希望の方）

ご自分が働かれている施設が以下のいずれかに該当し、

従事先施設長の方からの実習実施の了承が得られていれば可能です。

（以下に該当するかの確認は所属長や自治体 HP でご確認ください。弊社での確認は対応できません。）

1.一時預かり事業の認可を受けた施設

2.認可保育所

（次年度に上記施設に移行予定の施設を含む）

※認可外保育所（企業主導型保育事業を含む）は実習先として認められません。

Q.（従事先施設で実習をする場合）勤務扱いになるの？

ご自身の従事先での実習の場合に、通常の勤務として認められるかどうかの判断は事務局では判断ができます。

ご自身で従事先の施設長へご確認をお願いいたします。